

令和5年1月6日

各報道機関 様

次のとおり資料提供しますのでよろしくお願いいたします。

行 事 等	産業廃棄物処理施設設置許可申請の縦覧に係る告示について
日 時	
場 所	
出 席 者	
内 容	令和4年12月8日付けで砂川市の株式会社栄進から産業廃棄物処理施設に係る設置許可申請書が提出されましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、令和5年1月6日に告示し、設置許可申請書及び概要書を空知総合振興局及び砂川市において1ヶ月間縦覧します。 詳細は、別紙（報道資料）のとおりです。
参 考	■根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項 「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について、第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。」
取材(報道)の お 願 い	
担 当	空知総合振興局保健環境部環境生活課 主幹 舘岡 隆一 (電話：0126-20-0160) (直通)

## 別紙

(報道資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。

### 記

#### 1 申請書の概要

##### (1) 申請年月日

令和 4 年 (2022 年) 12 月 8 日 (木)

##### (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道砂川市西 1 条北 12 丁目 1 番 28 号

株式会社栄進 代表取締役 江畑 直人

##### (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

砂川市北光 495 番 3

##### (4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ (安定型最終処分場)

#### 2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

##### (1) 縦覧の場所及び時間

北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

砂川市市民部市民生活課

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

##### (2) 縦覧の期間

令和 5 年 (2023 年) 1 月 6 日 (金) から令和 5 年 (2023 年) 2 月 6 日 (月) (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

##### (3) 意見書の提出

- この産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。
- 意見書は、北海道知事 (空知総合振興局保健環境部環境生活課) に令和 5 年 (2023 年) 2 月 20 日 (月) までに到着するよう提出すること。